

相模原市障害者施設通所交通費助成金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相模原市に居住する障害者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に定める指定障害福祉サービスを行う施設等(以下「施設等」という。)への通所に要する交通費の一部を助成することにより、障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象者は、相模原市に住所を有して居住し、別表第1に定める施設等に通所している次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)又は相模原市療育手帳に関する規則(平成30年相模原市規則第68号。以下「規則」という。)第5条第1項に基づき療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者
 - (5) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であった場合は、生活保護の開始日、廃止日及び停止期間の属する月を除いて、助成の対象者としなない。

ただし、生活保護の開始日が月の初日である場合、開始日の属する月も助成対象としなない。

(助成の対象経費)

第3条 助成の対象経費は、対象者がその居所から施設等に通所する市長が認める原則一つの経路において利用する、次に掲げる通所手段による経費とする。

(1) 一般乗合旅客自動車及び鉄道

(2) 自家用車(四輪自動車とし、対象者の家族による送迎又は対象者本人が運転する場合に限る。)

(3) 福祉有償運送(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号に規定されるもの。)

2 前項に規定する経路及び通所手段は、最も経済的かつ合理的と市長が認めるものとする。ただし、対象者が、心身の状況により最も経済的な経路を利用することが困難な場合、実際に利用している経路で算出することも考慮できるものとする。

(助成の対象期間)

第4条 助成の対象となる期間は、次のとおりとする。

期別	対象期間
前期	1月1日から6月30日まで
後期	7月1日から12月31日まで

(助成金の額の算出)

第5条 助成金の額は、次の規定により算出した額の合算額から、前条に規定する対象期間において、通所する施設等から支給された交通費の額を除いた額とする。ただし、算出した合算額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 一般乗合旅客自動車及び鉄道を利用した場合は、割引を適用させた運賃に通所日数をかけた額(以下「実費額」という。)と割引を適用させた同一区間の定期乗車券の額(以下「定期額」という。)を、別表第2の基準により通所期間に応じて比較し、算出した額とする。ただし、割引の適用については、実際の割引適用の有無を問わない。

(2) 自家用車を利用した場合は、居所から施設等までの距離に応じて、別表第3の基準により算出した額とする。

(3) 福祉有償運送を利用した場合は、一般乗合旅客自動車及び鉄道を利用したものとして第1号の算出方法により算出した額とする。

(申請及び請求の委任)

第6条 助成を受けようとする者は、通所する施設等の長(以下「施設長等」という。)に対し、委任状(第1号様式)により当該助成の申請及び請求に関する一切の権限を委任するものとする。ただし、やむを得ない理由と市長が認める場合は、委任を要しないものとする。

(申請期間等)

第7条 前条に規定する委任を受けた施設長等(前条ただし書きによる委任を要しないときは、助成を受けようとする者とする。)は、第4条に規定する対象期間の終了月の翌月の1日から15日(当該日が閉庁日の場合は、その翌開庁日とする。)までに、市長に助成の申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由と市長が認めるときは、この限りでない。この場合、過去に遡って申請が出来るのは、前年度分までとする。

2 前項の申請は、相模原市障害者施設通所交通費助成金支給申請書(第2号様式)により行うものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 委任状(第1号様式)(第6条に規定する委任を受けた場合であって、当該年度において、助成対象者から初めて委任される場合に限る。)
- (2) 相模原市障害者施設通所交通費助成金支給在籍・通所内訳書(第3号様式)
- (3) 前項ただし書きに該当するときは、申請期間中に申請を行うことができなかった、又はできない理由を明らかにする書類
- (4) 市長が特に必要と認める書類

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、相模原市障害者施設通所交通費助成金支給決定通知書(第4号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支給)

第9条 前条に規定する通知を受けた者は、相模原市障害者施設通所交通費助成金請求書(第5号様式)により市長に助成金を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、虚偽その他の不正な手段により助成金の支給を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表に定める施設のうち第1号から第3号に掲げる施設については、平成4年3月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、従前の相模原市心身障害者施設通所交通費助成金支給要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条に規定する基準日については施行日から平成19年9月30日までは改正前の基準日の例による。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。ただし、改正後の第5条第1号及び同条第4号の算出方法の規定については平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市障害者施設通所交通費助成金支給要綱の規定は、この要綱の施行日以後の通所に係る助成について適用し、施行日前の通所に係る助成については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

相模原市障害者施設通所交通費助成金の支給の対象となる施設等

- 1 法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を実施している施設
- 2 次の各号のいずれかに該当する地域活動支援センター（作業を目的として通所した利用者に限る。）
 - （1）相模原市地域活動支援センター事業実施要綱（平成21年4月1日施行）に規定する地域活動支援センター
 - （2）相模原市立津久井障害者地域活動支援センター条例（平成17年相模原市条例第102号）に規定する相模原市立津久井障害者地域活動支援センター
 - （3）相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター条例（平成22年相模原市条例第6号）に規定する相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター
 - （4）他市町村の定めるところによる地域活動支援センター
- 3 その他、日常的な通所機能を有し、利用者が日々利用する施設で、市長が特に認める施設（一時的な預かり機能を主とする施設を除く。）
- 4 前3項の施設等は、神奈川県、東京都及び山梨県に所在するものとする。ただし、山梨県においては、相模原市に隣接する市町村に限る。

別表第2(第5条第1号関係)

通所期間	算出基準
1 箇月	実費額と1 箇月定期額を比較し、いずれか低い額
2 箇月	月毎に、実費額と1 箇月定期額を比較し、それぞれの低い額の合計額
3 箇月	(1) 3 箇月連続して通所した場合 3 箇月の実費額と3 箇月定期額を比較し、いずれか低い額 (2) 3 箇月連続して通所しなかった場合 月毎に、実費額と1 箇月定期額を比較し、それぞれの低い額の合計額
4 箇月	(1) 3 箇月連続して通所した場合 連続する3 箇月の実費額のうち、最も高額となる3 箇月の実費額と3 箇月定期額を比較し、残りの月の実費額と1 箇月定期額を比較して、それぞれ低い額の合計額 (2) 3 箇月連続して通所しなかった場合 月毎に、実費額と1 箇月定期額を比較し、それぞれの低い額の合計額
5 箇月	連続する3 箇月の実費額のうち、最も高額となる3 箇月の実費額と3 箇月定期額を比較し、残りの月毎の実費額と1 箇月定期額を比較して、それぞれ低い額の合計額
6 箇月	6 箇月の実費額と6 箇月定期額を比較し、いずれか低い額

別表第3(第5条第3号関係)

通所距離(片道)	算出基準(片道)
1 k m未満	対象外
1 k m以上5 k m未満	5 0 円
5 k m以上1 0 k m未満	1 0 0 円
1 0 k m以上	1 6 0 円